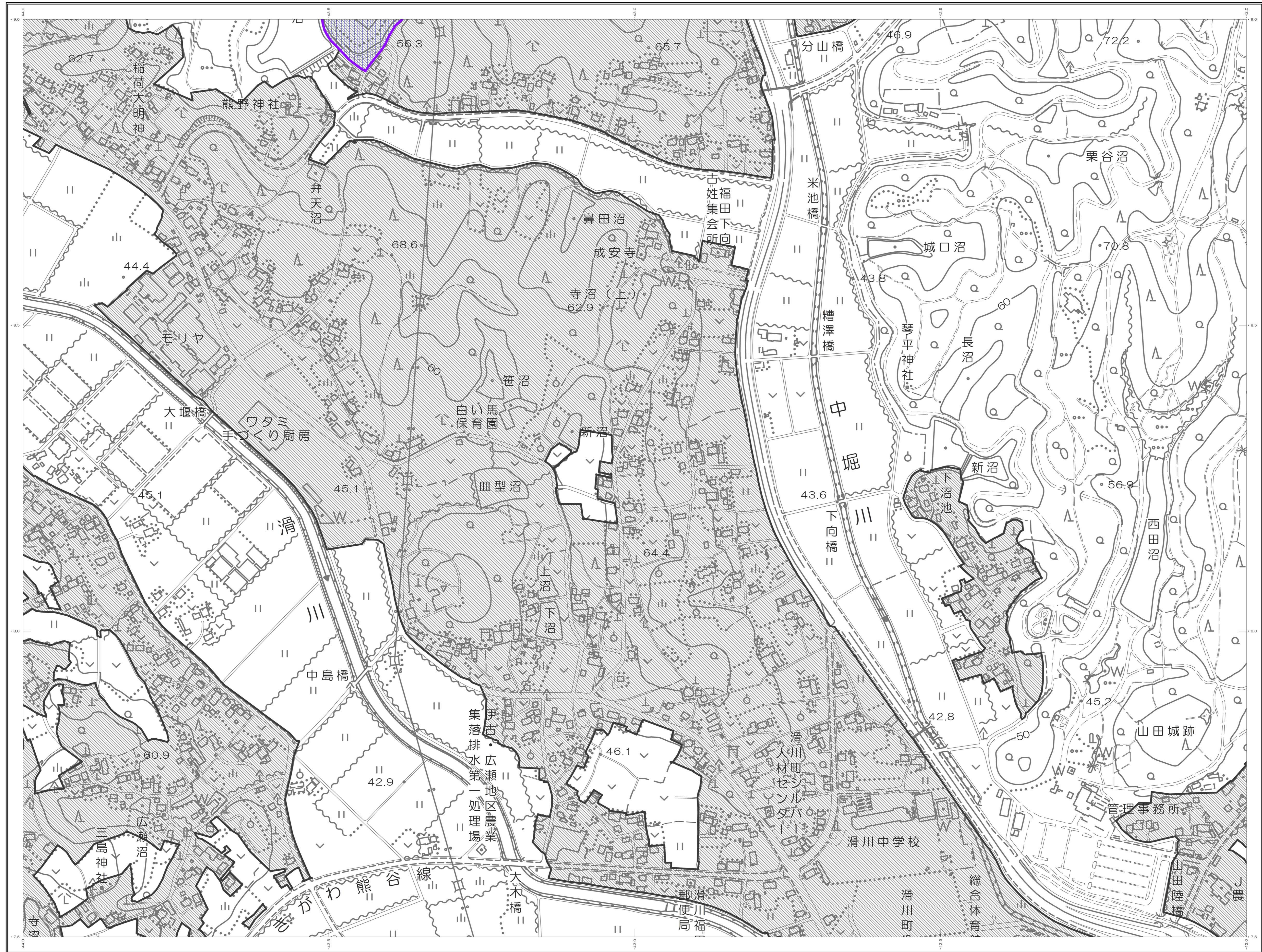


# 滑川町 No. 8



記号

|   |       |          |
|---|-------|----------|
| ▲ | 37.2  | 三角点      |
| △ | 37.21 | 電子水準点    |
| ● | 25.62 | 水準点      |
| ● | 42.3  | 多量測定の水準点 |
| ● | 12.3  | 近年測定の水準点 |
| ● | 15.8  | 最近測量点    |
| ○ | 37.2  | 三角点      |
| △ | 37.21 | 電子水準点    |
| ● | 25.62 | 水準点      |
| ● | 42.3  | 多量測定の水準点 |
| ● | 12.3  | 近年測定の水準点 |
| ● | 15.8  | 最近測量点    |
| ○ | 37.2  | 三角点      |
| △ | 37.21 | 電子水準点    |
| ● | 25.62 | 水準点      |
| ● | 42.3  | 多量測定の水準点 |
| ● | 12.3  | 近年測定の水準点 |
| ● | 15.8  | 最近測量点    |

凡例

|    |   |
|----|---|
| 未定 | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |
| ■  | 本図の境界は、国土地院の調査によるものである。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。境界の不明な箇所は、地籍調査の結果を参照して、必要に応じて境界を確定する。 |

8

編 製 平成23年 6月  
 測 定 平成24年 2月  
 測 定 平成23年 9月  
 一 部 修 正 平成 9年 7月

原 則 高 度 系  
 標 高 2m 間隔



「この測量成果は、国土院院長の監督をうけて得られたものである  
 (測量法) 第23 条第 5 項第 5 号」

滑川町